

奈良県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として指定した施設について、その指定を取り消した。

令和七年七月八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

名称	所在地
有料老人ホームききのもり奈良駅前	奈良市三条本町 2－2 0
さらさハイツ五位堂	香芝市五位堂 3－6 0 3－1
さらさハイツ大和高田	大和高田市日之出町 1 5－1 2
さら紗五位堂	香芝市五位堂 3－4 4 1－1